

- 中学校教諭 1 種免許状
- 高等学校教諭 1 種免許状

美術

教科に関する科目

芸術学部 メディア・アーツ学科

免許法施行規則に定める科目		本学で開設する科目		修得単位		備考
科目	単位	科目	単位	中1	高1	
絵画（映像メディア表現を含む。）		○絵画基礎	2			映像メディア表現を含む
		○デジタルグラフィックス	2			
彫刻		○デッサンA	2	6	6	
		デッサンB	2			
デザイン（映像メディア表現を含む。）	20	伝統技法演習（美術系）	2			
		○彫刻基礎	2			
工芸 ※		○空間・環境造形B	2	4	4	
		メディア構成演習B	2			
美術理論及び美術史（鑑賞並びに日本の伝統美術及びアジアの美術を含む。）	20	ビジュアルイメージ基礎	2			映像メディア表現を含む
		メディア造形演習A	2			
		メディア造形演習B	2			
		コンピュータアート	2	4	4	
		コンピュータグラフィックス3D	2			
		空間・環境造形A	2			
		○映像表現研究A	2			
		○メディア構成演習A	2			
		○工芸基礎	2	2	—	
		メディア・アーツ概論	2			
造形メディア論	2					
○美術史基礎	2					
○メディア表現学	2					
構成・デザイン原理Ⅰ	2					
構成・デザイン原理Ⅱ	2	6	6			
数理構成学	2					
芸術文化史	2					
アート アンド テクノロジー	2					
メディア・アーツ研究	2					
○現代芸術理論	2					
美学	2					
	20	免許状取得に必要な単位数		22	20	

〔備考〕 ○印は必修科目

※ 高等学校教諭（美術）1 種免許状を取得する場合の「工芸」（上記の表の免許法施行規則に定める科目）の扱いについて

高等学校教諭（美術）1 種免許状を取得する場合には、「工芸」は「教科に関する科目」ではないため、「教科又は教職に関する科目」に充てることはできません。